

身体的拘束適正化のための指針

合同会社ユキちゃん
ケアプランセンターユキちゃん

1. 基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

① 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。当事業所職員は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努め、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性、非代替性、一時性)のすべてに該当すると委員会において判断された場合、利用者並びに家族への説明、確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組むものとする。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めることとする。

- ・利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除く。
- ・責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努める。
- ・身体的拘束適正化のため、利用者並びに家族と話し合うこととする。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

次の取組を継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化する。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、当事業所で身体的拘束適正化を目指すため

取組等の確認・改善を検討する。委員会は年に1回以上開催するものとし、虐待防止委員会で取り扱うべき事項としても相互に関係が深い場合には、会議を一体的に行うこととする。

特に緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

(2)委員会の構成員

当事業所の虐待防止委員会と同様、管理者、当事業所が指名する介護支援専門員を構成員とする。会長、副会長は、虐待防止委員会会长及び副会長が夫々兼務する。

(3)構成員の役割

委員会は、会長が招集し、会務を総理する。会議開催時はその議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、または会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(4)委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③(身体的拘束を行っている利用者がいる場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④(身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧今回の議論のまとめ・共有

(5)記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、事業所従業員全員に周知徹底する。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため事業所従業員について、採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施する。

研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成する。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1)3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2)要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組むこととする。

(3)記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者並びに家族等へ説明し、書面で確認を得ることとする。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載)

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行う。

6. 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載する。

7. 附則

この指針は、令和4年7月1日より施行する。